

令和 7 年（2025 年）5 月 26 日
午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分
於：高層棟 4 階特別会議室
地域教育部 放課後子ども育成室

令和 7 年度 第 1 回企画会議 吹田市立留守家庭児童育成室の待機児童対策について

待機児童を最小限に抑えるための方策として、これまでの増築等による教室確保や運營業務委託のほか、新たに学校敷地外での放課後児童健全育成事業の試行実施について確認するものです。

1 概要及び経過

これまで本市では、待機児童を最小限に抑えるため、学校内での教室の確保と留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）の運営に必要となる直営指導員（以下「指導員」という。）の充足を進めてきました。

教室の確保については、学校の教室借用やプレハブ棟の増築により受入体制の整備を行い、指導員の充足については、新たな指導員の採用が難しい状況になっていたことから、指導員の欠員解消に向けて、育成室の委託化を進めてきました。

一方で、増加し続ける入室児童数に対応するため、令和 5 年度（2023 年度）に待機児童が解消するまでの暫定的な措置として、放課後の特別教室等を活用しながら、見守りスタッフ 2 人を配置した放課後キッズスクエアを実施しました。

また、その間において育成室の業務委託も加速化し、教室確保についても、より積極的に進めたことで、令和 7 年度（2025 年度）の一斉受付において待機児童数ゼロを達成したため、放課後キッズスクエアについては、令和 6 年度（2024 年度）をもって事業を終了したところです。

しかしながら、令和 7 年度の入室児童数は、昨年度の放課後子ども育成室の推計を超えており、現在見込んでいる推計（案）では令和 8 年度（2026 年度）から 3 年間においても毎年度約 300 人の増加を見込んでいます（別紙、[参考資料 1](#)のとおり）。

以上のことを踏まえ、令和 8 年度以降の待機児童を最小限に抑えるための方策を検討した結果、次の取組を実施します。

2 令和 8 年度以降の待機児童対策

待機児童の解消については、指導員の定着に向けた手立てを検討するとともに、運営

業務委託についても既存委託育成室の安定運営を確認しながら、今後の実施を検討します。

また、待機児童対策の一つである教室の確保については、支援を必要とする児童の増加等に伴って支援教室の確保が必要な学校も増えるなど、教室の確保が難しくなっており、机の片付けや育成用品の運び入れを短時間で行う必要がありますが、時間借りによる教室確保も行っている状態であり、これまでどおり学校の敷地内でのプレハブ教室の増築等を進めていきます（別紙、[参考資料2](#)のとおり）。

さらに、敷地の関係から実質的にプレハブ棟の増築が難しい学校もあり、敷地内で教室を確保することが困難な学校もあることから、これらの学校については、敷地外での育成室の運営を検討していく必要があります。

3 学校敷地外での放課後児童健全育成事業の試行実施

これまでも様々な方策を検討してきましたが、早急な待機児童対策の検討を要する育成室の一つである千一育成室において、令和8年度から敷地外での放課後児童健全育成事業（以下「敷地外育成事業」という。）を試行的に実施する方向で準備に着手することとします。

これは、千一育成室が令和8年度以降、複数の教室不足が見込まれるものの、関係法令との関係から敷地内でのプレハブ棟の増築が難しいことから、敷地外育成事業の必要性が特に高い状況にあると判断したものです。

(1) 実施期間

学校敷地内で全児童が入室できる状況となるまで敷地外育成事業を試行します。

(2) 入室対象児童

千一育成室の入室希望児童の優先的な利用を基本としつつ、近隣の育成室の待機児童等についても、状況に応じて可能な範囲で受入れを検討することとします。

(3) 実施場所

入室児童の迎え等、保護者の利便性が高い場所として、校区内の鉄道駅周辺などを視野に、候補地の検討や必要な調整を行うこととします。

校庭や体育館のような屋外で遊べる場所の確保が困難な場合もあるなど、敷地外での実施に伴う既存育成室との差異も含め、保護者に対し、丁寧な説明に努めます。

(4) 費用積算

年度	区分	想定経費	国・府補助金	保育料等	一般財源
令和7年度	初度経費	2,800千円	1,300千円	—	1,500千円
令和8年度以降	運営経費	17,000千円	4,000千円	1,000千円	12,000千円

※1 育成室1学級で最大40人規模を想定し、令和8年度は15人程度の利用で積算

※初度経費の内訳は、選定等委員会の報酬や開設までの4か月分の家賃（賃貸料）等を想定

※運営経費は運営費、家賃（賃貸料）、光熱水費等を想定

引き続き、敷地外育成事業を含め、これまでの対応だけでなく、様々な手法を検討し、持続可能な事業の在り方を検討していきます。

4 吹田市留守家庭児童育成室条例の改正内容（案）

今回の試行実施については、賃借施設において実施する予定であることから、条例の設置に係る条文に、賃借施設に設置する育成室の名称及び位置については、市長に委任する旨の規定を設け、同条例施行規則において名称及び位置を定める方法を予定しています。

5 今後のスケジュール

年度	敷地外育成事業
令和7年度	6月下旬 条例改正のパブコメ
	9月上旬 定例会において条例改正、補正予算を提案
	10月上旬 委託事業者の選定
	12月上旬 委託事業者と契約締結
	2月中旬 保護者説明会
	3月中旬 入室説明会
令和8年度	4月1日 開室